

令和6年7月1日

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
理事長 九鬼 則夫

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 野村育成園移転新築に伴う外構・解体工事
- (2) 工 事 場 所 愛媛県西予市野村町野村8号439-1, 440-1, 440-5, 441-1, 477-6, 479-1
- (3) 工 事 概 要
 - ・敷地面積：9,436.68 m²
 - ・外構工事一式
 - ・附属建物を含む計12棟 2,041.36 m²の解体工事一式
 - ・附属設備（浄化槽、キュービクル、オイルタンク）撤去及び外構撤去
- (4) 工 事 期 間 工事請負契約の成立の翌日から令和7年6月15日まで
- (5) 予 定 価 格 94,490,000円（85,900,000円（消費税及び地方消費税を除く））
- (6) そ の 他

この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設の許可を受け、西予市に本店を有する者で、西予市建設工事請負業者選定要領(平成16年告示第581号)に基づく入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されている者であること。
- (2) 建築一式工事について、資格者名簿に記載された格付けがA等級の者であり、かつ、解体工事について、資格者名簿に記載された格付けがB等級以上の者であること。
- (3) 過去10年以内に元請け(共同企業体の構成員である場合にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)として、500 m²以上の建物解体に係る施工実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者（暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)であること。

- (5) この公示日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県または県内市町から入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 次に掲げる公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

商号 新企画設計株式会社

所在地 愛媛県松山市南高井町1990番地8

- (8) その他資格審査において不相当と認められない者。

3. 入札参加資格の入札前の確認(以下「事前確認」という。)

- (1) この入札に参加希望するものは、次の申請書類を当法人理事長に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格確認資料

ウ 施工実績を証明する資料

- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

- (3) (1)の申請書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時

令和6年7月12日(金)17:00まで

イ 提出場所

愛媛県西予市野村町野村12号446番地

社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会 法人本部事務局

ウ 提出方法

持参による

エ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

- (4) 入札参加資格の確認

社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会の審議を経て入札参加資格を確認し、その結果を令和6年7月18日までに申請者に事前に電話連絡した上で、郵送にて通知する。

- (5) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。なお、(1)の確認を受けずに当該入札に参加しようとした者は、入札書を無効とし、開札しない。

4. 入札説明書の掲示及び交付等

- (1) 掲示（交付）期間
令和6年7月1日（月）から令和6年7月29日（月）まで
- (2) 掲示（交付）場所
社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会 野城ふれあい館 TEL 0894-89-4165
- (3) 設計書、図面及び仕様書については、（1）に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより配布又は閲覧に供する。
- (4) 入札説明書及び設計書について質問がある場合は、令和6年7月2日（火）から令和6年7月17日（水）までの間に、質問事項を記載した書面を下記へ持参、郵送又は電送により提出すること。
新企画設計株式会社 設計監理部門 山田
愛媛県松山市南高井町1990番地8（〒791-1112）
電話番号 089-956-0200
FAX番号 089-957-6842
E-mail : t-yamada@shinkikaku.info
- (5) （4）の質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）から令和6年7月29日（月）までの期間に社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会のホームページに掲載する。

5. 入札及び開札

- (1) 入札及び開札日時
令和6年7月30日（火）13:30
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県西予市野村町野村12号446番地
社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
法人本部事務局 野城ふれあい館 ホール
- (3) 入札書の提出方法
紙媒体を（1）に掲げる日時に持参により提出すること。
- (4) 入札方法
 - ア 入札回数は、1回とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札後、最低応札者の入札額・業者名を公表の上、落札者を仮決定し、入札を終了する。

6. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って入札を行った者とする。ただし、本件入札において最低制限価格を適用しているため、最低制限価格を下回った入札を行った者は失格と

する。

(2) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対し書面により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会において掲示する。詳細は、入札説明書による。

7. 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3 (5) において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、当法人理事長に対して書面により説明を求めることができる。この場合、(1) の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日並びに祝日(以下「休日」という。)を含まない。)以内の受付時間中(午前9時から午後5時までをいう。)に当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) (2) の書面を提出した者に対する回答は、(2) の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により行う。

(4) (2) の書面の提出先は社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会とする。

8. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、次の①又は②に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

① 保険会社との間に当法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

② その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合、又は発注者が認めた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を5(1)の日時に社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会へ入札書と併せて持参により提出すること。

イ 工事費内訳書には、種目及び科目ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、適正な見積がなされているか確認するための資料として提出を求めるものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要（契約書は民間連合協定約款により、落札者が作成する。）

(5) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会 法人本部事務局

〒797-1212

愛媛県西予市西予市野村町野村 12 号 446 番地

電話番号 0894-89-4165

FAX番号 0894-89-4166

(7) その他

ア 工事保証は工事完成後1か年とする。

イ 工事契約者は、本工事の契約を他人に譲渡してはならない。

ウ 契約後、工事完成引渡し前に生じた災害・その他の事故については一切、発注者は責任を負わないものとする。

エ 工事監理は新企画設計株式会社とする。

オ 詳細は、入札説明書による。